

副本

令和4年(ワ)第30955号 国家賠償請求事件

原告 相嶋美代子 ほか2名

被告 国

答 弁 書

令和5年2月20日

東京地方裁判所民事第30部合議2A係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部 (送達場所 別紙のとおり)

部 付 井 上 恵 理 子

訟 務 官 古 川 善 健

法 務 事 務 官 西 方 俊 平

〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館13階

東京矯正管区第二部成人矯正第一課

法 務 事 務 官 古 瀧 孝 明

法 務 事 務 官 五十嵐 雅 子

法 務 事 務 官 内 城 良

〒124-0001 東京都葛飾区小菅1丁目35番1号

東京拘置所処遇部処遇部門

法務事務官 寅屋 善 敬 

法務事務官 鮎川 真 二 

法務事務官 三好 昇 

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ
と
を求める。

第2 被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

以 上